

共済金をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては、共済金等をお支払いいたしません。

- ご契約者や被共済者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ご契約者または被共済者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- 戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質、放射能汚染による事故
- 火災等の事故の際における紛失、盗難
- 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火等による倒壊等の損害だけでなく、地震・噴火等による火災損害、または地震・噴火等で延焼・拡大した損害も補償されません。)ただし、地震火災費用共済金を除きます。
- 亀裂、変形その他これらの類似の損害
- 風、雨、ひょう、砂じんなどの吹き込みや雨漏りなどによる損害
- ご契約共済対象の瑕疵
- 偶然、外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故による損害
- 共済掛金領収前に生じた損害(自動継続特約を付した契約を除きます。)
- 価格が30万円を超える貴金属、宝飾品、美術品等、または設計書、図案、帳簿等について申込書に明記しなかった場合
- 風災、ひょう災、雪災の場合で損害額が20万円に満たない場合
- 水災の場合で損害割合が30%未満であり、かつ建物が床上浸水に至らなかった場合(住宅の場合)など

万一事故にあわれたら

- 万一事故が発生した場合には、すみやかにご契約の代理所または当組合にご連絡ください。
なお、ご連絡が遅れますと共済金を支払うことができない場合がありますのでご注意ください。

事故のご連絡・共済に関するお問い合わせ・ご相談は



島根県火災共済協同組合



0120-75-0249

フリーダイヤル

〒690-0886 松江市母衣町55-4 TEL(0852)21-0249 FAX(0852)21-0620

共同引受先 全日本火災共済協同組合連合会

取扱代理所

お客さまの共済プラン

ご契約お見積書 普通・総合火災共済 物件

共済の対象	共済金額	適用料率 (総合加算)	共済掛金 (年間)
建物	千円	()	円
家財	千円	()	円
商品・原材料	千円	()	円
機械器具	千円	()	円
その他	千円	()	円
合計	千円		円

※ご契約のお申し込み、お問い合わせは、組合または代理所へご連絡ください。



県 共 済
島根県火災共済協同組合

平成23年10月改定

企業の安定とご家族の安心のために

火災共済



共済の特色

1. 手続きが簡単です。
2. 共済事故調査・支払を迅速におこないます。
3. 地域に密着した商工会議所・商工会・事業協同組合等を通じて取り扱います。

さまざまな事故からお客様の財産をお守りいたします。

お支払の対象となる事故

共済種類・補償範囲

1	2	3	4	5	6	7	8	9
失火やもらい火 または放火による被害	落雷による 建物・ガラス・テレビなどの損害	ボイラの破裂や プロパンの爆発など	窓ガラス・屋根 の破損など	自動車・物体の 飛び込みなど	給排水設備に 生じた事故などによる	騒じょう・労働 争議などによる	盗難による建物のき損・破損、 家財・預金の屋内での盗難など	台風・こう水・豪雨・高潮などによる
火災	落雷	破裂・爆発	風災・ひょう災・雪災	飛来・落下・衝突	水ぬれ	暴行・破壊	盗難	水災
消防活動による 水ぬれ・破壊などを含みます。			吹き込みまたは雨漏りなどによる 損害は除きます。	ご契約者および被共済者の 車両等の衝突を除きます。	凍結による事故などを 含みます。			建物または家財のそれぞれ の時価の30%以上の損害
	建物のみのご契約では、家 財・設備・什器・商品・製品等 の損害は補償されません。		共済の対象の損害の額が20 万円以上の場合に限ります。	工場物件については、共済の 対象の損害の額が20万円以 上の場合に限ります。また、 被共済者の敷地内から発生 する事故は除きます。	給排水設備自体に生じた損 害および老朽化が原因の場 合は除きます。	工場物件については、共済 の対象の損害の額が20万 円以上の場合に限ります。	現金・預貯金の盗難につい ては、下記「※ 盗難の補償 内容」をご覧ください。商 品・製品等はお支払の対象 外です。	床上浸水または地盤面から 45cmをこえる浸水による 損害
普通火災共済(住宅物件・普通物件)								
総合火災共済(住宅物件・普通物件)								
普通火災共済(工場物件)								
住宅物件……単に住居のみに使用される建物 普通物件……店舗、事務所、併用住宅、小規模工場の建物、家財、設備、什器、商品等 工場物件……一定規模以上の工場敷地内にある建物および屋外設備装置、機械、 原材料製品等 ※詳細につきましては、当組合までご照会ください。								
臨時費用	●	●	●	●	●	●	●	
取片付費用	●	●	●	●	●	●	●	
見舞費用	●	●	●					
付帯費用 (物件を除く)	●	●	●					
防止費用	●	●	●					
火災費用	●							
※地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする損害に対しては、 地震火災費用共済金を除き、共済金は支払われません。								
お支払共済金= 損害額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{時価額}} \times 70\%$								
お支払共済金= 共済金額×5% ただし、1回の事故につき 1敷地内ごとに100万円 を限度とします。								

住宅物件……単に住居のみに使用される建物
普通物件……店舗、事務所、併用住宅、小規模工場の建物、家財、設備、什器、商品等
工場物件……一定規模以上の工場敷地内にある建物および屋外設備装置、機械、
原材料製品等
※詳細につきましては、当組合までご照会ください。

左記費用は上記お支払いの対象となる事故に付帯する範囲です。

被災時の思わぬ出費をカバーする費用共済金およびお支払いする費用

臨時費用

共済金のほかにその30%を臨時の
費用としてお支払いいたします。た
だし、1回の事故につき1敷地内ご
とに住宅物件は100万円、非住宅
物件は500万円が限度です。

残存物取片付費用

共済金の10%の範囲内で残存物
の取片付に要した実費をお支払い
いたします。

失火見舞費用

共済の対象が出火で他人の所有
物に損害を与えたとき「20万円×被
災世帯数」をお支払いいたします。
※ただし、1回の事故につき共済金
額の20%が限度です。

修理付帯費用

損害の原因調査費用や仮修理費用、
仮設物費用などの実費をお支払い
いたします。ただし、非住宅物件に
限ります。
(1敷地内ごとに共済金額×30%ま
たは1,000万円のいずれか低い額
が限度です。)
※ただし、組合の承認が必要とな
ります。

損害防止費用

損害の防止、軽減のために支出し
た必要または有益な費用をお支払
いいたします。
(例) 応援消防隊のガソリン代、消
火薬剤の再取得費用等

地震火災費用

地震・噴火などにより火災が発生し、次の(イ)～(ハ)にそれ
ぞれ該当する損害が生じたとき。
(イ) 建物共済の対象の場合は、半焼以上、(建物の延床面積
の20%以上)の損害となったとき。
(ロ) 家財共済の対象の場合は、家財を収容する建物等が半焼
以上または家財の損害が80%以上となったとき。
(ハ) 共済の対象が設備・什器または商品・製品の場合は、これ
らを収容する建物等が半焼以上となったとき。
共済金額×5%
(ただし1敷地内ごとに300万円が限度です。)

※ 盗難の補償内容

家財、設備・什器等をご契約の対象とされた場合、現金および預貯金証書の盗難の際
には以下の金額を限度として共済金をお支払いします。

ご契約 の対象	用 途	お支払い限度額	
		現金の盗難 の場合	預貯金証書・キャッシュカードの盗難により現金が引き出 された場合(ただし、預貯金先への届出が条件となります。)
家 財	生活用	20万円	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額
設備・ 什器類	業務用	30万円	300万円または設備・什器等の共済金額のいずれか低い額

注意 商品・製品等をご契約の対象としていただいても、上記の共済金のお支払いの対象とは
なりません。

類焼見舞金補償特約

ご自分の家やお店が火事になってお隣近所が類焼してしまったらどうしますか。

この **特約** を付ければ、**ご近所に対するお詫びができます。**

- 契約金額300万円以上の火災共済契約に付帯できます。
- 年間わずか1,500円で補償します。
- あなたの法律上の責任の有無を問わず見舞金をお支払いします。
……類焼で被害を受けた方に直接お支払いします。
- 補償の対象は、建物のみならず動産(建物内収容)も補償します。
- 建物は居住用のものに限らず、店舗、事務所、工場などの建物も対象となります。(建築中、建売中または取り壊し中の物件は除きます。)
- 建物内収容の機械、商品なども対象となります。
- 見舞金の額は 全損の場合⇒1世帯あたり300万円
半損の場合⇒1世帯あたり150万円
一部損の場合⇒1世帯あたり 50万円
ただし、時価損害額のいずれか低い額
1事故3,000万円限度



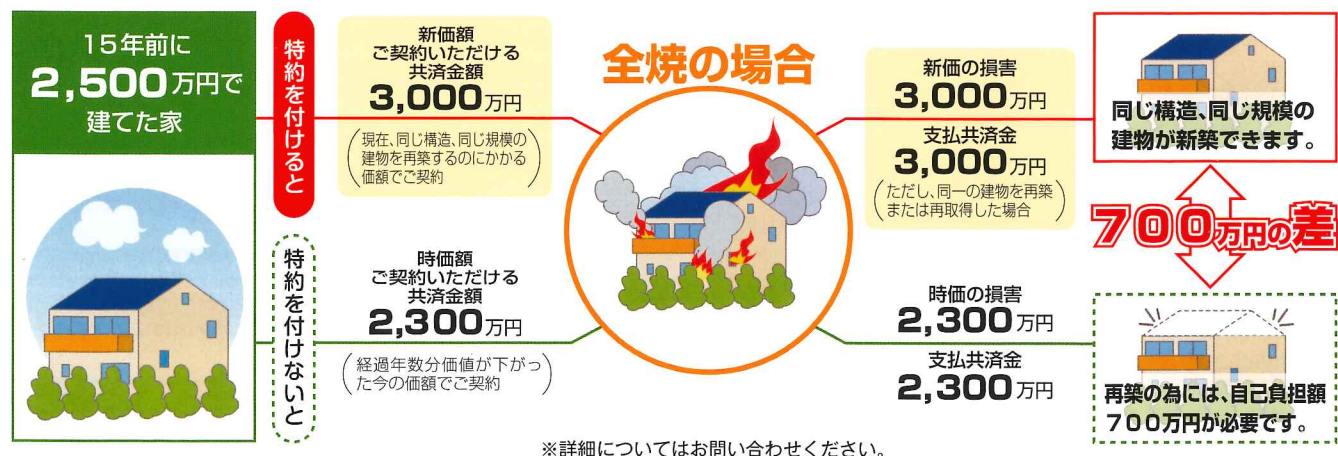
※現在、火災共済では「失火見舞費用」として1世帯あたり20万円の担保がありますが、その他に見舞金として支払うものです。

新価共済特約

罹災の際、復旧が容易にできます。

事故が発生しても「使用による消耗分」を控除しないので共済金だけで再取得、修理が可能となります。ただし、台風などの自然災害の事故は時価によるお支払いになります。(一定の期間が過ぎた場合はご加入できない場合があります。)

新価共済特約を付けた場合と付けない場合ではこれだけ違う



地震見舞金補償特約

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害に対して補償します。【※損保各社の「地震保険」とは異なります。】

- 「専用住宅(共同住宅を含みます)物件」、「併用住宅物件」に付帯できます。
- この特約の共済金額は、主契約の共済金額の10%以内とし、1敷地内の限度額を100万円とします。
- 居住用建物および家財の損害について見舞金をお支払いします。
- 共済金の支払基準は、時価によります。
- 見舞金の額は 全損の場合⇒地震見舞金補償の共済金額の全額(100%)をお支払いします。
半損の場合⇒地震見舞金補償の共済金額の50%相当額をお支払いします。
一部損の場合⇒地震見舞金補償の共済金額の5%相当額をお支払いします。
ただし、主契約の10%か、1敷地内100万円のいずれか低い額

<契約例> 主契約 住宅建物2,000万円
2,000万円×10%=200万円 ただし、100万円限度。よって地震見舞金の共済金額は100万円。

共済金額は評価額どおりにご加入されることをおすすめします

共済金額が評価額より少なすぎたり多すぎたりした場合は、次のような不都合が生じますので、ご注意ください。

例1	例2	例3
評価額 1,000万円 火災等の事故により400万円の損害が生じた場合、お支払いする損害共済金の額は以下になります。 共済金額 500万円 一部共済 共済金額が評価額より少ないときは、評価額に対する共済金額の割合によって、共済金が削減されて支払われます(比例払) 〈損害共済金〉 =損害の額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{評価額} \times 80\%}$ =400万円 × $\frac{500\text{万円}}{1,000\text{万円} \times 80\%}$ = 250万円 ※住宅物件の場合	共済金額 1,000万円 全部共済 共済金額が評価額と同額のときは損害の額がそのまま共済金として支払われます。(実損払) 〈損害共済金〉 = 400万円 ムダがなく、万一の場合にも万全です。(ただし、「損害の額」の算定にあたり劣化・消耗分があればこれは差し引かれます。)	共済金額 1,500万円 超過共済 共済金額が評価額を超えるときは、損害の額がそのまま共済金として支払われます(実損払)が、評価額を超えて共済金をお支払いすることはできません。 〈損害共済金〉 = 400万円 評価額を超えて設定された共済金額に相当する部分の共済掛金は、ムダ払いとなります。

【注】●他にご加入されている火災保険等があれば、そのご契約金額を合算して建物や家財の評価額と比較することが必要です。

●評価額には次の2種類があります。

【再調達価額】…現在の建物と同等の構造・用途・規模のものを新築するために必要な額。
家財の場合は、同等家財の再取得費相当額をいいます。

【時価額】…上記再調達価額から、使用による消耗分を控除した額をいいます。

ご契約の対象(共済の対象)について

- (1) 建物のみで契約では、家財、設備、什器、商品・製品等の損害は補償されません。
建物とは別に、これらの動産の共済金額を設定いただき、ご契約漏れないようにご注意ください。
- (2) 家財、設備・什器、商品・製品等をご契約される場合、「家財一式」、「設備・什器等一式」、「商品・製品等一式」としてご契約いただくことをおすすめします。
- (3) 建物または家財等をご契約いただく場合、ご契約の対象は以下のとおりとなりますのでご注意ください。

ご契約の対象	共済の対象となるもの	明記すれば共済の対象となるもの
建物	建物+ 量、建具および電気・ガス・暖房・冷房等の設備	門、へい、かき、物置、車庫などの付属建物
家財	家財(エアコン含む)	① 1個または1組の価格が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品等
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品	② 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿等
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材	③ 自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車を除く) ④ 通貨、有価証券、印紙、切手、その他これらに類するもの

契約期間中、共済金は何度でも

1事故による共済金が、共済金額の80%を超えない限り、共済金額はそのまま何度でもお支払いいたします。

ご契約期間をお選びいただけます

1年ごとに毎年ご契約いただくか、長期一括でご契約いただくかをお選びいただけます。長期一括の場合、1年ごとのご契約より割安な掛金でご加入できます。

掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人の場合………掛金は損金に算入できます。

契約者が個人事業主の場合………掛金は必要経費に算入できます。

※このパンフレットは、火災共済の概要をご説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」をよくお読みください。
また詳しくは、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。